

「高齢社会をよくする女性の会・大阪」会則

第Ⅰ章 総則

第一条 この会は「高齢社会をよくする女性の会・大阪」と称する

第二条 この会は、事務所を大阪市中央区内淡路町 1-3-11-402（SORA 気付）に置く

第Ⅱ章 目的

第三条 この会は人権尊重と男女共同参画の視点から高齢社会における問題の調査研究により情報提供と政策提言等の活動を通して、よりよい高齢社会を実現することを目的とする

第Ⅲ章 活動・事業

第四条 この会は前条の目的を達成するため次の活動及び事業を行う

- (1) 高齢社会にかかわる問題の調査・研究・情報資料の収集・作成・出版・発表
- (2) この会の活動及び事業から生ずるあらゆる問題についての政策提言
- (3) 研究会、講演会、セミナーの開催
- (4) 会員相互の交流及び会報の発行
- (5) 趣旨を同じくするグループ、団体との提携、交流
- (6) その他、この会の目的を達成するために必要なすべての活動及び事業

第四条の一 前条の活動及び事業を行うため、この会に次の部会を置く
総務部会・広報部会

第Ⅳ章 会員

第五条 この会の会員は次のとおりとする

- (1) 正会員 この会の目的に賛同する個人、またはグループ
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同し、会の活動を支援をする個人、またはグループ及び団体

第六条 この会に入会を希望するものは、会費をそえて事務局に申込み手続きをする

第七条 入会金及び会費は次のとおりとする

会 費	(1) 個人	年間	3, 000 円
	(2) グループ	年間	12, 000 円
賛助会費		年間	一口 1, 000 円以上

ただし、一たん納入された会費等は返金しない

第八条 会員は事務局に届け出て退会できる。ただし、会費を2年納入しないときは、退会したものとみなす

第Ⅴ章 運営委員

第九条 全ての会員は自薦他薦により運営委員になることができる。任期は2年とする
ただし再任は妨げない

第十条 運営委員は第四条の一に掲げるいずれかの部会に属するものとする

第十一条 運営委員は運営委員会を構成し、会の運営にあたる

第Ⅵ章 役員

第十二条 この会に次の役員を置く

代表 1名、副代表 2名以内、事務局長 1名、会計 2名、各部会代表 1名とする
また、役員は運営委員会の審議を円滑に行なうため、必要に応じて会議を開く

第十三条 役員の選任は次のとおりとする

- (1) 役員は、運営委員会の中から推薦し、総会において承認する

第十四条 役員は次の職務を行なう

- (1) 代表はこの会を代表し、会務の統括及び運営委員会・総会の招集の任にあたる
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときは代表に代わってその職務を行なう

- (3) 事務局長は代表の指示に従って全ての事務・運営を統括する
- (4) 各部会代表は運営委員会の決議に基づいて各部会の活動を推進する
- (5) 会計はこの会の経理に関する一切の事務を行なう

第十五条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない

第Ⅶ章 組織及び運営

第十六条 この会に総会・運営委員会を置く。定時総会は年1回とする。ただし臨時総会を開くことができる

第十七条 総会は次の事項を決議する

- (1) 活動および事業報告
- (2) 活動および事業計画
- (3) 決算・予算及び会計監査報告の承認
- (4) 役員及び会計監査の選任
- (5) その他、重要な事項

第十八条 総会はこの会の最高議決機関であって、会員をもって組織する

- (1) 総会は会員の三分の一以上の出席をもって開会し、出席会員の二分の一以上の賛成をもって議事を決する。ただし、委任状をもって出席にかえることができる
- (2) 総会の議長は議決権を有する出席者の互選とする

第十九条 運営委員会は役員及び運営委員で構成し、次の事項を決議する

- (1) 総会の決議した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他、議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 会員は運営委員会に出席し意見を述べることができる

第Ⅷ章 会計

第二十条 この会の資産は次の各号をもって構成する

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

第二十一条 この会の会計は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする

第Ⅸ章 会計監査

第二十二条 この会に会計監査2名を置く

- (1) 監査は会員の推薦を受け総会で選任する
- (2) 会計監査は本会経理を監査する

第Ⅹ章 雑則

第二十三条 この会則施行について必要な事項は運営委員会の決議を経て別にこれを定める

第二十四条 会則を改正するには総会の議決によらなければならない

第二十五条 役員候補者の選抜は運営委員で構成する推薦委員会がこれを行なう
推薦委員は運営委員の互選による

附則

「高齢社会をよくする女性の会・大阪」の事務局は、当分の間、事務局長宅におく

この会則は 1993年5月15日より施行する

この会則は 1994年6月11日 一部改正

この会則は 1995年5月13日 一部改正

この会則は 1996年3月16日 一部改正

この会則は 1997年5月17日 一部改正

この会則は 2000年4月 1日 一部改正

この会則は 2006年5月13日 一部改正

この会則は 2017年5月27日 一部改正

この会則は 2024年7月13日 一部改正

この会則は 2025年4月 1日 一部改正